

## ～ 令和6年度特定医療費（指定難病）受給者証の更新申請に 必要な書類について ～

令和6年11月1日以降の受給者証を受け取るためには、更新手続(申請書類の提出)が必要です(以下のとおり)。

なお、申請書類の不備や臨床調査個人票の記載内容に不備・疑義がある場合は、交付予定時期までに受給者証がお手元に届かない場合があります。

申請書の提出日	新しい受給者証の交付予定時期
令和6年7月19日まで	令和6年9月末に交付
令和6年7月22日～ 当該区役所における提出期限	令和6年10月中に交付
各区役所における提出期限以降	準備が整い次第、順次交付 (11月1日までに交付できない場合があります)
令和6年11月1日以降	新規申請となります

### 申請方法

#### ★郵送での申請にご協力ください★

##### (郵送で申請される方)

- ・別紙「更新手続きチェック表」で、必要書類がそろっているか確認のうえ(必要な書類の□チェック欄に☑)、【記入欄】に氏名、電話番号、同意欄等をご記入ください。
- ・「更新手続きチェック表」と必要書類を一緒に、返信用封筒(茶色、角2型)で重量に応じた切手を貼って、お住まいの区の区役所担当課へ郵送してください。
- ・簡易書留等、送達状況が確認可能な方法での送付を推奨します。また、返信用封筒を紛失した場合は、別途封筒をご用意ください。

##### (区役所窓口で申請される方)

別紙「更新手続きチェック表」で、必要書類がそろっているか確認のうえ、お住まいの区の区役所担当課の窓口へお越しください。

## 必要な書類（全員提出）

- 1 特定医療費（指定難病）支給認定申請書および同意書
    - ・郵送で申請される方は、「更新手続きチェック表」の【記入欄】に氏名、電話番号、同意欄等を記入し、必要書類と一緒に郵送してください（申請書は不要です）。
    - ・区役所窓口で申請される方は、臨床調査個人票や必要書類が全て整い、区役所へ来庁いただいた際に、窓口でお渡しし、ご記入いただきます（同封していません。）
  
  - 2 臨床調査個人票
    - ・現在登録されている疾病の臨床調査個人票を同封しています。病名をご確認のうえ、主治医（難病指定医、または協力難病指定医）に作成を依頼してください。
    - ・複数疾病がある場合は、それぞれの臨床調査個人票の提出が必要です。
  
  - 3 指定難病にかかる直近の過去1年分の医療費総額が分かる書類
    - ・R4受給者証（緑色）、およびR5受給者証（水色）の全面・両面をA4用紙70%縮小でコピー（A3用紙での標準コピーも可）してください。
    - ・受給者証に直近の過去1年分の医療費が全て記載されていない場合は、同封してきます「医療費申告書兼医療費管理票」で、受診した病院、薬局等に記入を依頼してください。
    - ・ご自分でご記入いただくことも可能です。その場合は、当該領収書（または写し）を添付してください。
- ◎ 提出がない場合、軽症高額や高額かつ長期該当の確認ができないため、特例の対象とならない可能性があります。

## 必要な書類（該当者のみ）

- 4 年金・その他給付金等の金額がわかる書類の写し
  - ・加入保険世帯全員が市町村民税非課税の場合、年金や特別児童扶養手当等の決定通知書や額改定通知書、振込通帳（令和5年1月～12月の記載部分）の写し。
  - ・国民健康保険等にご加入の場合で家族（未就学児、義務教育を修了していない者を除く）の方について、収入の申告をお願いする場合があります。
  
- 5 所得額（課税・非課税）証明書
  - ・提出が必要な方。
    - 例）令和6年1月1日に北九州市内に住民票がない方  
社会保険加入者で被保険者が市外在住の方
  - ・不明な点がありましたら、各区役所へお問い合わせください。

## 各制度のご案内

### 6 軽症高額（医療費助成を受けるための特例）

申請日の属する月以前の直近12ヶ月以内（申請日がR6年7月10日の場合、R5年8月～R6年7月10日）に指定難病に係る月ごとの医療費総額が33,330円を超える月数が3ヶ月以上ある方は、認定要件の「重症度分類」が満たされていない場合でも、支給認定の対象となります。

#### 自己負担上限額管理票による医療費総額の確認方法

##### 令和6年3月分 自己負担上限額管理票

日付	医療機関等の名称	医療費総額 保険点数×10円	自己負担額	月間自己負担 累積額
3/10	〇〇〇医院	13,000	2,600	2,600
3/10	△△調剤薬局	26,800	5,360	7,960

医療費総額は、  
 $13,000 + 26,800 = 39,800$ 円

例：令和6年7月10日に申請する場合、過去12ヶ月（令和5年8月から令和6年7月10日まで）に、33,330円を超える月が3回以上あることを確認します。

### 7 高額かつ長期（負担上限額の特例）

指定難病に係る月ごとの医療費総額が5万円を超える月が、申請日の属する月以前の直近12ヶ月以内（申請日がR6年7月10日の場合、R5年8月～R6年7月10日の期間（但し支給認定開始日以降に限る））に6ヶ月以上ある場合、申請により月額の医療費の自己負担額が軽減されます（市町村民税が課税の方の場合のみ）。

#### 自己負担上限額管理票による医療費総額の確認方法

##### 令和6年3月分 自己負担上限額管理票

日付	医療機関等の名称	医療費総額 保険点数×10円	自己負担額	月間自己負担 累積額
3/10	●●●病院	20,000	4,000	4,000
3/10	■ ■ ■調剤薬局	25,000	5,000	9,000
3/25	△○医院	16,000	1,000	10,000

医療費総額は、  
 $20,000 + 25,000 + 16,000 = 61,000$ 円

例：令和6年7月10日に申請する場合、過去12ヶ月（令和5年8月から令和6年7月10日まで）に、50,000円を超える月が6回以上あることを確認します。

【参考】 自己負担上限月額

受給者証 記載の 階層区分	階層区分の基準		上限月額（円）		
			一般	高額かつ長期	人工呼吸器 認定者
A	—		0	0	0
B1	市町村民税 非課税世帯	本人年収80万円 以下	2,500	2,500	1,000
B2		本人年収80万1円 以上	5,000	5,000	
C1	市町村民税課税 所得割額7万1千円未満		10,000	5,000	
C2	市町村民税課税 所得割額7万1千円以上 25万1千円未満		20,000	10,000	
D	市町村民税課税 所得割額25万1千円以上		30,000	20,000	

～～難病のある方やご家族、支援者など、生活上のお困りごとはありませんか？～～

難病相談支援センターの保健師が、病気や就労に関する相談を無料でお受けします。

プライバシー(秘密)保護は、厳守します。どなたでもお気軽にご相談ください。

【相談の時間】 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分(祝日、年末年始 12/29～1/3除く)

【相談の方法】 電話・FAX 相談、面接相談、家庭訪問

**北九州市難病相談支援センター 相談支援担当 ☎093-522-8761**